



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施(五件)……………一
- ……………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………二
- ……………(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………五
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………五
- ……………(環境局自然環境部緑環境課)……………五
- 明治の森高尾国定公園の特別地域の区域変更……………八
- ……………(環境局自然環境部緑環境課)……………八
- 生活保護法による介護機関の指定……………八
- ……………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………八
- 都道の区域変更(二件)……………五
- ……………(建設局道路管理部路政課)……………五
- ……………(建設局道路管理部路政課)……………五
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………八
- ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………八
- ……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………八
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案(四件)……………九
- ……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部交通企画課)……………九
- ……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………九
- ……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………九
- ……………(都市基盤部調整課)……………九

告示

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………三
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………三
- ……………(同)……………三

東京都告示第二百九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年二月二十三日

東京都計量検定所長 戸谷嘉孝

一 検査地域 新宿区

- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十七年四月三日から同年六月十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
- (二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

東京都告示第二百十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年二月二十三日

東京都計量検定所長 戸谷嘉孝

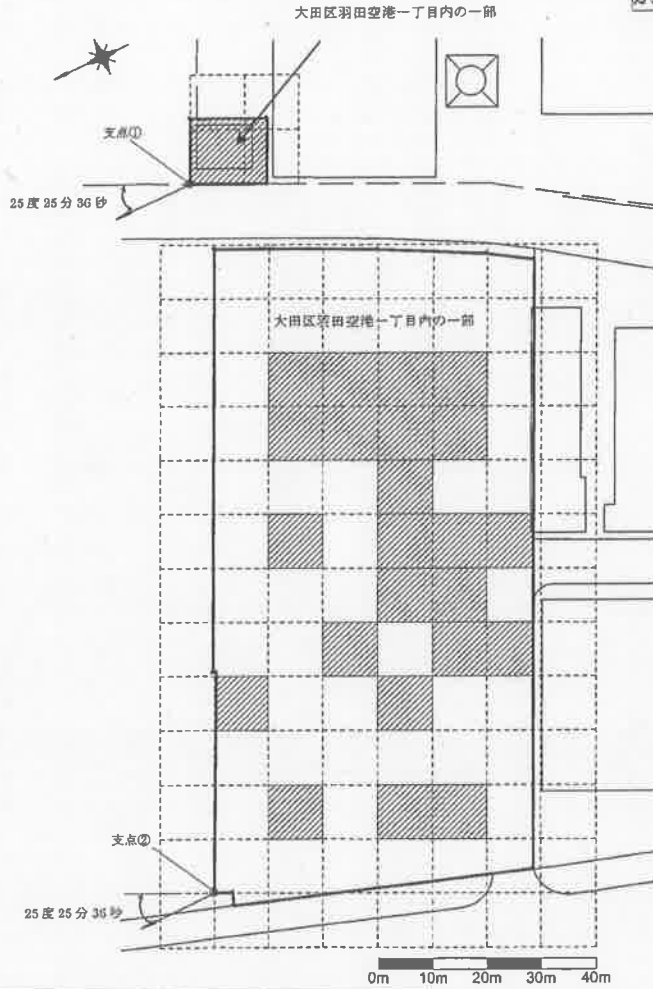
一 検査地域 文京区

- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成二十七年四月三日から同年五月二十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
- (二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
- 検査機関の名称

- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会

別図



【支 点】
 支点は、各敷地境界の最北端とする。
 支点① : 座標 X= 602.369 , Y=1966.870 とする。
 支点② : 座標 X= 604.442 , Y=1868.757 とする。
 ※座標については、羽田空港内で使用されている空港座標系である。

【格子の回転角度 (25度 25分 36秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して、10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】
 - - - : 単位区画
 ——— : 敷地境界
 ▨ : 形質変更時要届出区域

●東京都告示第二百十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

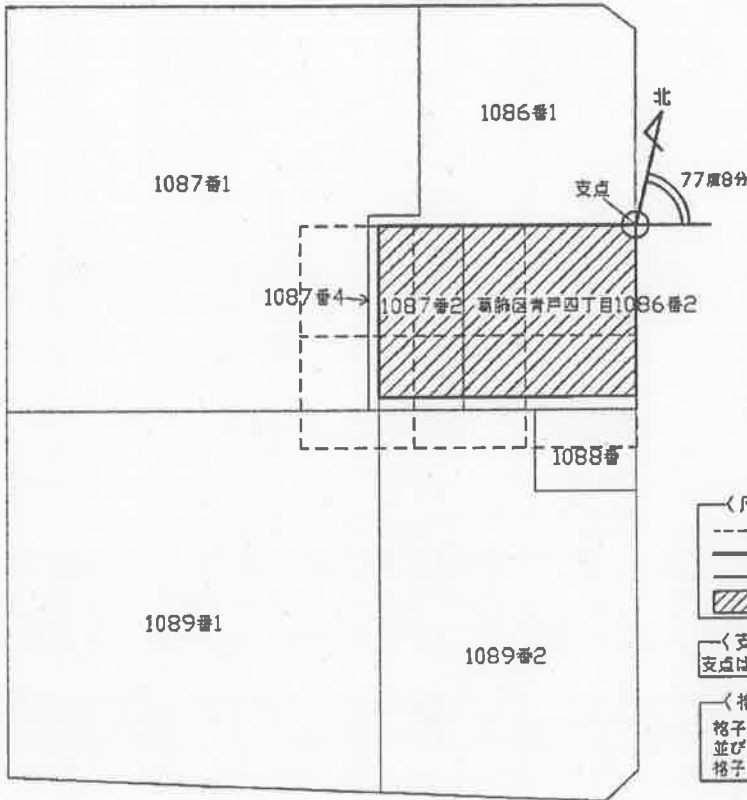
平成二十七年二月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区青戸四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 システィー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン並びに砒素及びその化合物

別図



- 〈凡例〉
- : 単位区画
 - : 敷地境界
 - : 隣境界
 - ▨ : 形質変更時要届出区域

〈支点〉
 支点は、墨紙区青戸四丁目1086番2の最北端とする。

〈格子の回転角度(77度8分)〉
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区東尾久七丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物